

定款（寄附行為）変更認可申請チェックシート

- ◎概要：定款（寄附行為）を変更する場合は、認可を受けてはじめてその効力が生じることとされています。
- ◎根拠規定：医療法第54条の9第3項、医療法施行規則第33条の25
- ◎申請時期：変更を行おうとする都度、事前に提出してください。（認可には相当の日数を要しますので、余裕をもって申請してください。）
- ◎提出書類・様式：下表のパターンA～Dに対応する書類を提出してください。
- パターンA： 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院（以下「病院等」という。）を開設する場合
- パターンB： 附帯業務を開設する場合
- パターンC： パターンA、B以外の場合（法人名称の変更、役員定数の変更、開設する病院等の廃止等）
- パターンD： 持分なし医療法人への移行（残余財産の定款変更）を行う場合
- ※ ○印は必ず、△印は該当する場合に提出してください。

No.	A	B	C	D	書類の名称	様式（例）
1	○	○	○	○	定款（寄附行為）変更認可申請書	38
2	○	○	○	○	定款（寄附行為）の変更内容（新旧条文対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類	例15
3	○	○	○	○	社員総会議事録又は理事会（評議員会）の議事録写し	例16
4	○	○	○	○	現行の定款（寄附行為）写し	—
5	○	○	○	○	新定款（案） ※原本に2部添付	—
6	○	○	—	—	開設しようとする施設の概要 ※病院等の場合は(1)、附帯事業所の場合は(2)～(4)の該当するもの	—
	○	—	—	—	(1)病院等の概要	例5
	—	○	—	—	(2)附帯業務の概要（(3)及び(4)以外の業務）	—
	—	○	—	—	(3)疾病予防運動施設の概要（医療法第42条第4号の業務）	例7
	—	○	—	—	(4)疾病予防温泉利用施設の概要（医療法第42条第5号の業務）	例8
7	○	○	—	—	開設しようとする施設周辺の概略図	—
8	○	○	—	—	開設しようとする施設の平面図	—
9	△	△	—	—	土地・建物の賃貸借契約書写し ※賃借する場合	—
10	△	△	—	—	覚書写し ※個人所有の不動産を法人所有に引き継ぐ場合	例6
11	△	△	—	—	不動産登記の登記事項証明書 ※賃借する場合	—
12	—	○	—	—	開設する附帯事業所の運営方法を記した書類（運営規程等）	—
13	○	○	—	—	定款（寄附行為）変更後2年間の事業計画 ※法人全体分と新たに開設する施設の分	例9
14	○	○	—	—	定款（寄附行為）変更後2年間の予算書 ※法人全体分と新たに開設する施設の分	例10
15	○	○	—	—	定款（寄附行為）変更後2年間の予算明細書 ※新たに開設する施設の分（法人全体分は不要）	例10－2
16	○	○	—	—	定款（寄附行為）変更後2年間の職員給与費内訳書 ※新たに開設する施設の分（法人全体分は不要）	例10－3
17	○	—	—	—	新たに開設する病院等の管理者就任承諾書	例14
18	○	—	—	—	新たに開設する病院等の医師（歯科医師）免許証写し	—
19	△	△	—	—	新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合はその契約書又は申込書の写し ※不動産であるときは、登記事項証明書と評価額証明書類	—
20				○	移行計画認定通知書（写し）	厚労省様式
21				○	出資持分の放棄申出書（写し）	厚労省様式
22				○	出資者名簿	厚労省様式
23				△	出資持分の状況報告書	厚労省様式
24	△	△	△	△	理事長の原本証明書	例18

◎注意事項

- 提出書類の審査や確認のため、上表以外の書類を追加で提出していただくことがあります。
- 事務所の所在地、公告の方法を変更する場合は、申請ではなく変更後の届出となります。
- 定款（寄附行為）の変更により登記事項が変更される場合は、登記を行い、登記完了届を提出してください。

◎提出先、提出部数

- 提出先：主たる事務所の所在地を所管する県内各保健所
- 提出部数：主たる事務所が秋田市の場合は2部（原本1部、副本1部）、秋田市以外の場合は1部（原本1部）
なお、原本には新定款（案）を2部添付してください。